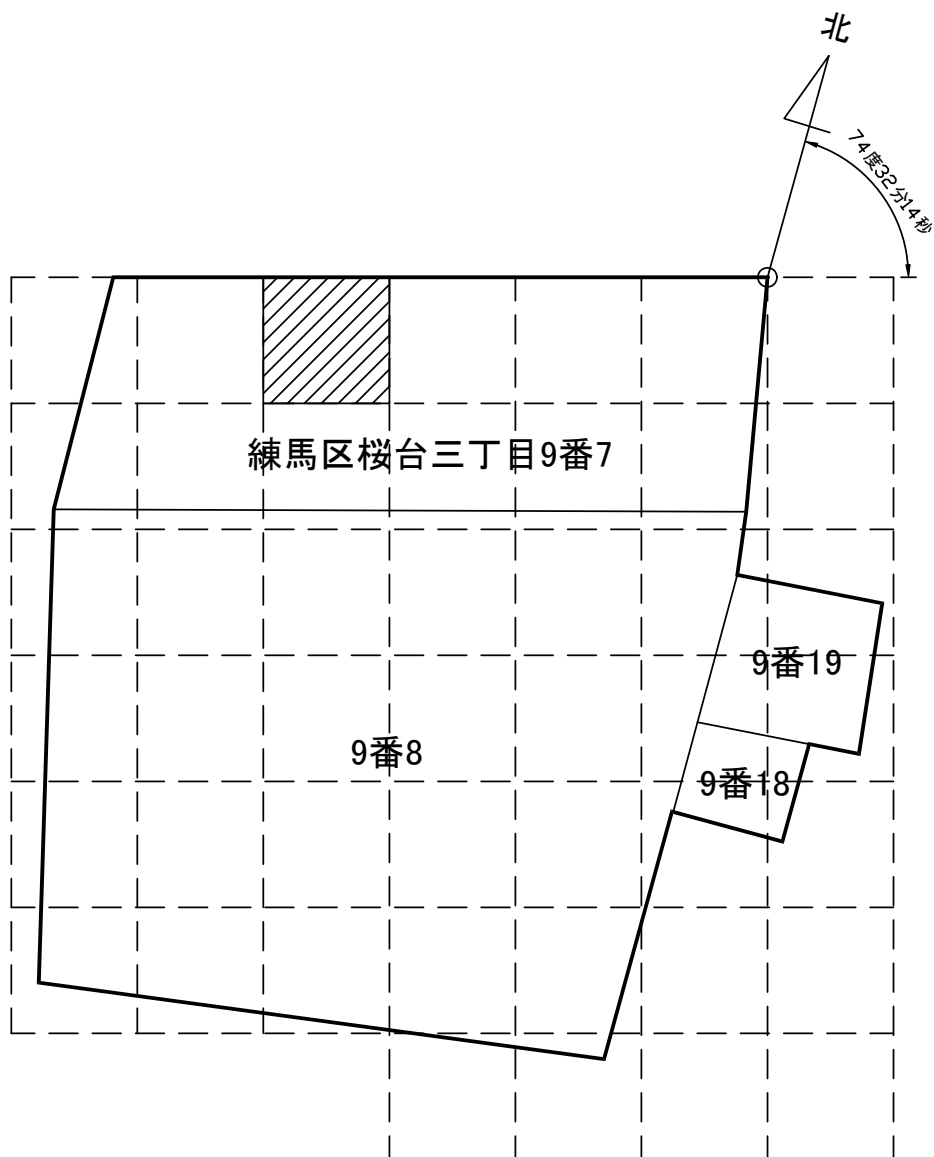


地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合又は適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和5年1月11日	—		適合・地下水基準・第二地下水基準		ランドソリューション(株)
				適合・地下水基準・第二地下水基準		
地下水の汚染状況 (対象地境界)				適合・地下水基準・第二地下水基準		
				適合・地下水基準・第二地下水基準		
土地の措置又は 改変状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和5年5月9日 (令和5年5月22日)	令和5年6月14日	土壌汚染の除去(掘削除去)	三信住建(株)	有・無	分別等処理施設
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 要管理区域

支 点

支点は、練馬区桜台三丁目9番7の最北端とする。

格子の回転角度【74度32分14秒】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

調査対象地

所在地 : 東京都練馬区桜台三丁目9番7外 (全4筆) (地番)

面積 : 3,263.78 m² (公簿より)

現況 : コンドルタクシー(株)営業所、ガソリンスタンド、LPG スタンド、駐車場



調査対象地位置図 (国土地理院 地理院地図より)

1 概況調査概要

1.1 地歴調査結果の概要

調査対象地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況等の土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握した調査（以下、「地歴調査」という）が実施されている。

その結果の概要を以下に示す。

-----<以下、抜粋>-----

- ・ 対象地に土壤汚染が存在する可能性は否定できない。

評価考慮事項	評 価
[住宅地図] [現地調査] ・ 東京コンドルタクシー (株)・東京コンドル整備工場 (東京コンドルタクシー(株)) (東京コンドルタクシー(株)・ (株)エーゼット 21 整備工場) (東京コンドルタクシー(株)・ 整備工場) [土地登記簿謄本] ・ コンドルタクシー(株) (東京コンドルタクシー(株)) [PRTR] ・ ベンセン [ヒアリング調査] [ご提供資料] ・ 六価クロム ・ 鉛 ・ ふっ素 ・ ほう素 ・ ベンゼン ・ トリクロロエチレン ・ ジクロロメタン ・ ベンセン ・ 鉱油類	住宅地図及び現地調査によると、対象地には昭和 48 年頃から現在まで東京コンドルタクシー(株)・東京コンドル整備工場が立地している。 土地登記簿謄本によると、昭和 38 年から同 62 年にかけてコンドルタクシー(株)が対象地を取得し、現在も所有している。 当事業場は、練馬区環境部 環境課が発行する都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく届出事業場一覧によると、「工場／業種：自動車整備業」の届出が出されている。 PRTR 法の届出によると、平成 16 年から同 30 年にベンゼンの届出がされている。 ヒアリング調査によると、平成 8 年頃に対象地にガソリンスタンドを設置し、現在も使用している。整備場において、軽度の塗装作業を行っており、現在は未使用だが過去に六価クロム、鉛、ふっ素、ほう素を含む塗料を使用・保管等をしていた。また、ホウ酸エステル（ほう素）を含むブレーキオイルを、現在は未使用だが過去に整備場において使用・保管等していた。極少量ではあるが塗装面の汚れ落としとして過去にトリクロロエチレン又はジクロロメタンを整備場で使用していた。 以上より、特定有害物質等の使用等履歴が確認されたことから、対象地に当事業場に起因する土壤汚染が存在する可能性は否定できないと判断した。

1.2 調査の基本的な考え方

地歴調査を実施した令和3年6月以降、使用中であった給油所は調査実施前の令和4年8月24日に廃止がなされ、ガソリンは使用廃止済みとなっている。その他、調査対象地における土地利用状況等に変更はない。

1) 調査対象物質

地歴調査によれば、調査対象地では以下の特定有害物質の使用等が確認された。

調査対象地における使用等が確認された特定有害物質

特定有害物質		使用用途	使用等場所	現在の使用等
第一種特定有害物質	トリクロロエチレン※1	塗装面の洗浄	整備場（1F）	使用廃止済み
	ジクロロメタン	塗装面の洗浄	整備場（1F）	使用廃止済み
	ベンゼン	ガソリン	整備場（1F）	使用廃止済み
第二種特定有害物質			給油所※3	使用廃止済み※4
	六価クロム及び化合物 （以下、六価クロムという）	塗料に含有	整備場（1F）	使用廃止済み
	鉛及びその化合物 （以下、鉛という）	塗料に含有 ガソリン※2	整備場（1F）	使用廃止済み
	ふっ素及びその化合物 （以下、ふっ素という）	塗料に含有	整備場（1F）	使用廃止済み
	ほう素及びその化合物 （以下、ほう素という）	塗料に含有 ブレーキオイルに含有	整備場（1F）	使用廃止済み

※1 トリクロロエチレンの分解生成物については、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンの3物質である。

※2 有鉛ガソリン（ハイオク）の無鉛化が行われたのは昭和62年（1987年）頃である。また、創業当初から給油所（ガソリンスタンド）が設置されるまでは、整備工場内でガソリンの貯蔵等を行っていた。

※3 調査対象地に給油所（ガソリンスタンド）が設置されたのは平成8年頃である。

※4 令和4年8月24日に給油所（ガソリンスタンド）が廃止、ガソリンは使用廃止済みとなった。

よって、本調査では調査対象地で使用等が確認されたトリクロロエチレン及びその分解生成物、ジクロロメタン、ベンゼン、六価クロム、鉛、ふっ素、ほう素を調査対象物質とした。

また、調査対象地ではブレーキオイル等の鉱油類の使用等が確認されたことから、採取した土壌試料について油臭・油膜の確認を行った。

1.3 調査実施機関

1) 調査実施責任者

会社名 : ランドソリューション株式会社
指定番号 : 2003-8-2029
住所 : 東京都港区北青山1丁目3-6 SIビル青山3F
技術管理者 : [REDACTED] (交付番号: 第 [REDACTED] 号)
担当者 : [REDACTED] (連絡窓口)

2) 試料採取等実施者

会社名 : K-style. Japan 株式会社
住所 : 千葉県柏市日立台二丁目2番18号 パークハイツ
103号室

3) 土壌試料分析実施者

会社名 : ユーロフィン 日本環境株式会社
指定番号 : 2003-8-2020
計量証明事業登録 : 神奈川県第1号(濃度)
住所 : 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番13号

1.4 調査実施期間

現地調査 : 令和4年9月5日～令和4年9月7日 (3日間)
公定分析 : 令和4年9月6日～令和4年9月16日



+ 土壤ガス調査地点（13地点）

※②は調査地点名の枝番号を示す。

土壤汚染が存在するおそれがある土地

□ 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

画面統合

30m格子内の区画番号

3	6	9
2	5	8
1	4	7

コンドルタクシー株式会社 御中

1-1-X

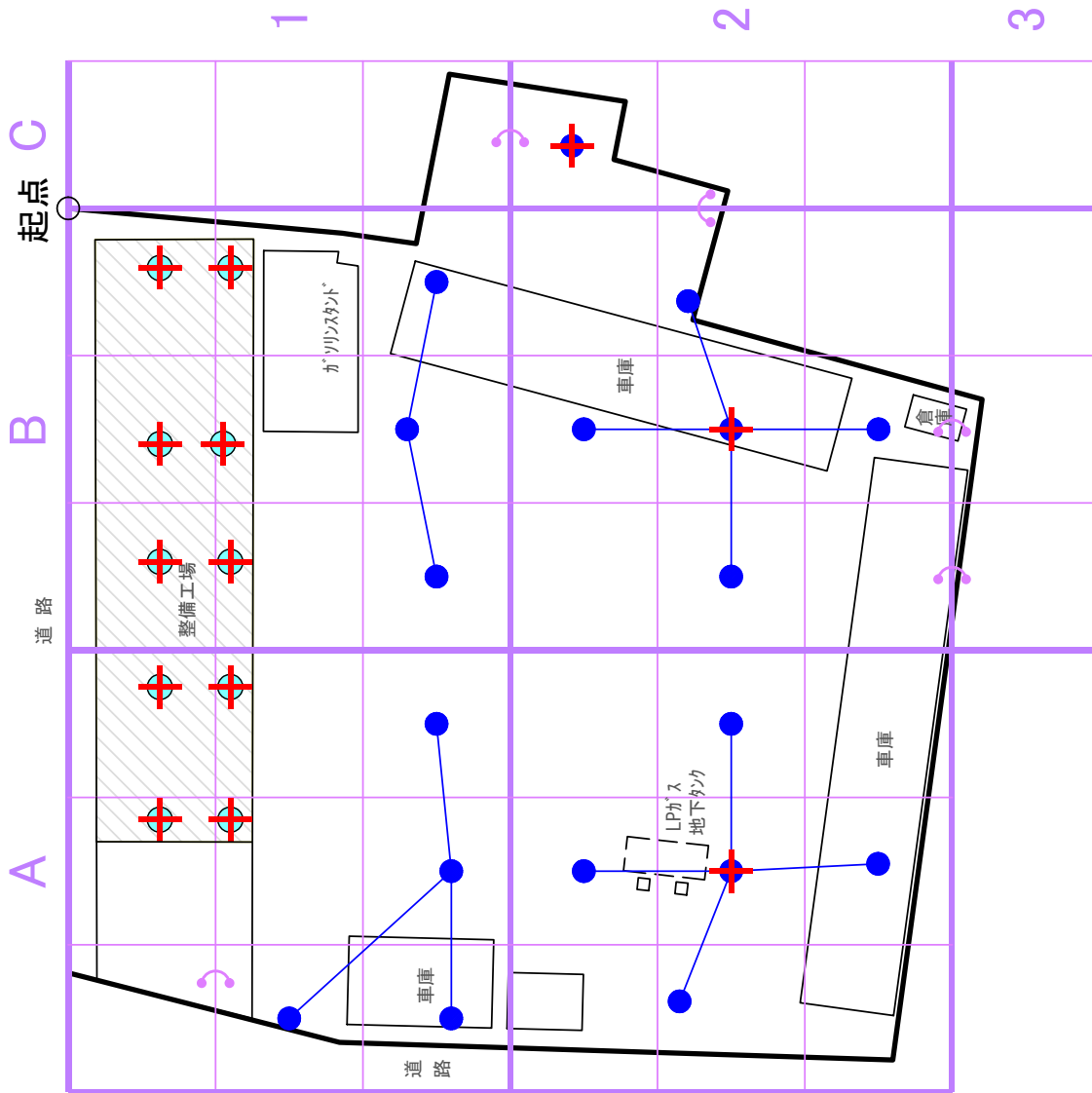
練馬区桜台3丁目敷地における
土壌汚染状況調査（概況調査）
調査地点図
〈ベンゼン〉

ランドソリューション株式会社

作成日	2022年09月14日
-----	-------------

※本図は、下記資料及び現地測量を基に作成。

敷地境界	ご提供資料「東京コンドルタクシー（KK）整備工場」の三斜求積図による作図「公図」のトレス。
現況建物	ご提供資料「東京コンドルタクシー（KK）整備工場」および「住宅地図」のトレス。



凡 例

＋ 土壌ガス調査地点（13地点）

● 土壌調査地点（10地点）

● 土壌調査エリア（5エリア：18地点）

■ 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

□ 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

区画統合

30m格子内の区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

コンドルタクシー株式会社 御中

図ー1ー2

練馬区桜台3丁目敷地における

土壌汚染状況調査（概況調査）

調査地点図

〈トリクロロエチレン及びその分解生成物・ジクロロメタン・六価クロム・鉛・ぶっ素・ほう素〉

ランドソリューション株式会社

作成日 2022年09月14日

※本図は、下記資料及び現地測量を基に作成。
敷地境界：ご提供資料「東京コンドルタクシー（KK）整備工場_配置図」の三斜求積図による作図と一部「公図」のトレース。
現況建物：ご提供資料「東京コンドルタクシー（KK）整備工場_配置図」および「住宅地図」のトレース。

0 10 20 m
SCALE(A4):1/500

表-1 土壌ガス調査結果

物質 試料名		第一種特定有害物質:ガス濃度(volppm)														
		クロロエチレン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン (シス体)		1,2-ジクロロエチレン (トランス体)		1,3-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン
A1-2		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
A1-3		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
A1-5		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
A1-6		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
A2-5		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
B1-1		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
B1-2		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
B1-3		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
B1-4		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
B1-5		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	-
B1-5②		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND
B1-6		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	-
B1-6②		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND
B2-5		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
C2-1		ND	-	-	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	-	-	-	ND	ND
定量下限値		0.1	-	-	0.1	0.1	0.1	0.1	-	0.1	0.1	-	-	-	0.1	0.05

注1) NDとは、不検出を示す。(測定結果が試験方法の定量下限値を下回ること)

注2) ーは調査対象外を示す。

表-2-1 土壌調査結果(土壌溶出量調査)

試料名	第二種特定有害物質：土壌溶出量(mg/L)										
	物質	カドミウム及び その化合物	六価クロム 化合物	シアン化合物	水銀及び その化合物	アルキル水銀	セレン及び その化合物	鉛及び その化合物	砒素及び その化合物	ふっ素及び その化合物	ほう素及び その化合物
A1-2		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.08未満	0.1未満
A1-3		-	<u>0.064</u>	-	-	-	-	0.001未満	-	0.39	0.1未満
A1-5		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.14	0.1未満
A1-6		-	0.006	-	-	-	-	0.001	-	0.22	0.1未満
A1(4,7,8,9)		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.15	0.1未満
A2(2,4,5,6,8)		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.11	0.1未満
B1-1		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.25	0.1未満
B1-2		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.08	0.1未満
B1-3		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.14	0.1未満
B1-4		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.12	0.1未満
B1-5		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.08未満	0.1未満
B1-6		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.08未満	0.1未満
B1(7,8,9)		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.19	0.1未満
B2(2,4,5,6,8)		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.12	0.1未満
C2-1		-	0.005未満	-	-	-	-	0.001未満	-	0.26	0.1未満
土壌溶出量基準	0.003以下	0.05以下	検出されないこと	0.0005以下	検出されないこと	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.8以下	1以下
第二溶出量基準	0.09以下	1.5以下	1.0以下	0.005以下	検出されないこと	0.3以下	0.3以下	0.3以下	0.3以下	24以下	30以下
定量下限値	-	0.005	-	-	-	-	-	0.001	-	0.08	0.1

注1) 斜字は、対象物質が土壌溶出量基準不適合であることを示す。

注2) -は調査対象外を示す。

表-2-2 土壌調査結果(土壌含有量調査)

物質		第二種特定有害物質：土壌含有量(mg/kg)								
試料名	カドミウム及び その化合物	六価クロム 化合物	シアニ化合物	水銀及び その化合物	セレン及び その化合物	鉛及び その化合物	砒素及び その化合物	ふっ素及び その化合物	ほう素及び その化合物	
A1-2	-	25未満	-	-	-	15未満	-	100未満	100未満	
A1-3	-	25未満	-	-	-	650	-	100未満	100未満	
A1-5	-	25未満	-	-	-	15未満	-	100未満	100未満	
A1-6	-	25未満	-	-	-	15未満	-	100未満	100未満	
A1(4,7,8,9)	-	25未満	-	-	-	38	-	100未満	100未満	
A2(2,4,5,6,8)	-	25未満	-	-	-	24	-	100未満	100未満	
B1-1	-	25未満	-	-	-	15未満	-	100未満	100未満	
B1-2	-	25未満	-	-	-	15未満	-	100未満	100未満	
B1-3	-	25未満	-	-	-	15未満	-	100未満	100未満	
B1-4	-	25未満	-	-	-	15未満	-	100未満	100未満	
B1-5	-	25未満	-	-	-	15未満	-	100未満	100未満	
B1-6	-	25未満	-	-	-	15未満	-	100未満	100未満	
B1(7,8,9)	-	25未満	-	-	-	37	-	100未満	100未満	
B2(2,4,5,6,8)	-	25未満	-	-	-	32	-	100未満	100未満	
C2-1	-	25未満	-	-	-	31	-	100未満	100未満	
土壌含有量基準	45以下	250以下	50以下	15以下	150以下	150以下	150以下	4000以下	4000以下	
定量下限値	-	25	-	-	-	15	-	100	100	

注1) 斜字は、対象物質が土壌含有量基準不適合であることを示す。

注2) - は調査対象外を示す。

2 詳細調査概要

2.1 調査の基本的な考え方

調査対象地において、実施された「練馬区桜台3丁目敷地における土壤汚染状況調査（概況調査）」（平成4年10月、ランドソリューション株式会社実施、以下、「既往調査」という）の結果、1地点において六価クロム（土壤溶出量）及び鉛（土壤含有量）の基準不適合が確認された。

本調査では、既往調査で基準不適合が確認された単位区画において、深度5mのボーリング調査を行い、当該物質による土壤汚染の深度方向の範囲を確認した。

また、併せて地下水調査を実施した。

2.2 調査実施事項

1) ボーリング調査

既往調査の結果、六価クロム（土壤溶出量）及び鉛（土壤含有量）の基準不適合が確認された単位区画においてボーリング調査を実施し、調査対象地における当該物質による土壤汚染が存在する深度方向の範囲を確認した。

併せて、地下水調査を実施し、地下水汚染の有無を確認した。

2.3 調査実施機関

1) 調査実施責任者

会社名 : ランドソリューション株式会社
指定番号 : 2003-8-2029
住所 : 東京都港区北青山1丁目3-6 SIビル青山3F
技術管理者 : [REDACTED] (交付番号: 第[REDACTED]号)
担当者 : [REDACTED] (連絡窓口)

2) 試料採取等実施者

会社名 : K-style. Japan 株式会社
住所 : 千葉県柏市日立台二丁目2番18号 パークハイツ
103号室

3) 土壌試料分析実施者

会社名 : ユーロフィン 日本環境株式会社
指定番号 : 2003-8-2020
計量証明事業登録 : 神奈川県第1号(濃度)
住所 : 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番13号

2.4 調査実施期間

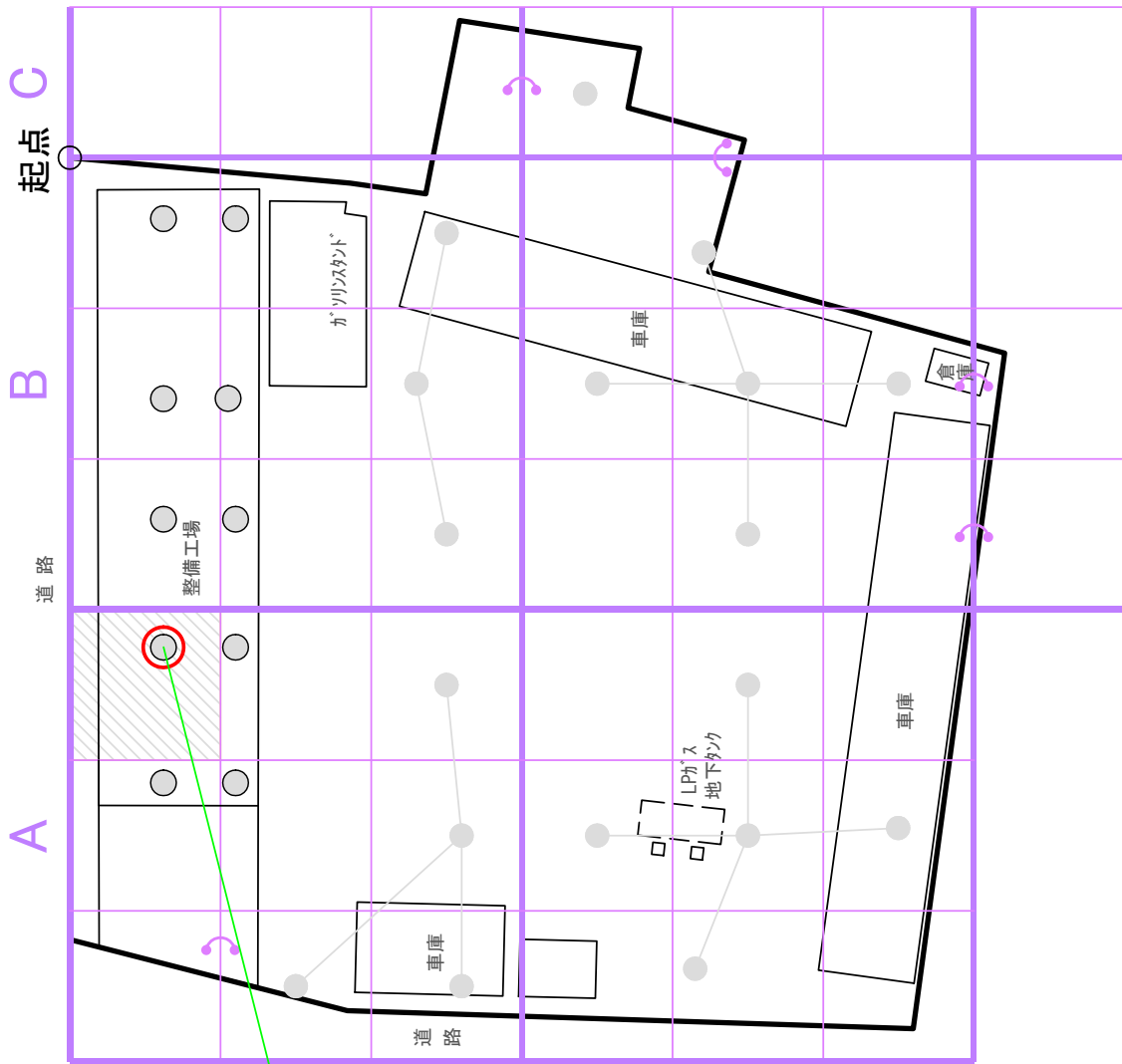
現地調査: 令和4年10月22日

公定分析: 令和4年10月24日～令和4年11月8日



地下水流向

A1-3			
深度	六価クロム溶出量	鉛含有量	
<表層>	0.064	650	
0.6m	<	84	
1.0m	<	75	
2.0m	<	<	
3.0m	<	<	
4.0m	<	<	
5.0m	<	<	
地下水	<	-	



0 10 20
m
SCALE(A4):1/500

※本図は、下記資料及び現地測量を基に作成。
敷地境界：ご提供資料「東京コンドルタクシー（KK）整備工場_配置図」の三斜求積図による作図と一部「公図」のトレース。
現況建物：ご提供資料「東京コンドルタクシー（KK）整備工場_配置図」および「住宅地図」のトレース。

凡 例

<詳細調査>

○ ボーリング調査地点（1地点）

<概況調査>

● 土壌調査地点（10地点）

● 土壌調査エリア（5エリア：18地点）



基準不適合区画

地点名	物質名
深度 (dl-m)	土壌溶出量 (μg.mg/L)
	土壌含有量 (μg.mg/kg)

斜字は 基準不適合を示す。
<: 定量下限値未満を示す。

第二種特定有害物質分析項目及び基準

分析項目	土壌溶出量 (μg.mg/L)	土壌含有量 (μg.mg/kg)
六価クロム化合物	基準 0.05 以下 定量下限値 0.005	250 以下 25
鉛及びその化合物	基準 0.01 以下 定量下限値 0.001	150 以下 15

区画統合

30m格子内の区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

コンドルタクシー株式会社 御中

図-2

練馬区桜台3丁目敷地における
土壌汚染状況調査（詳細調査）

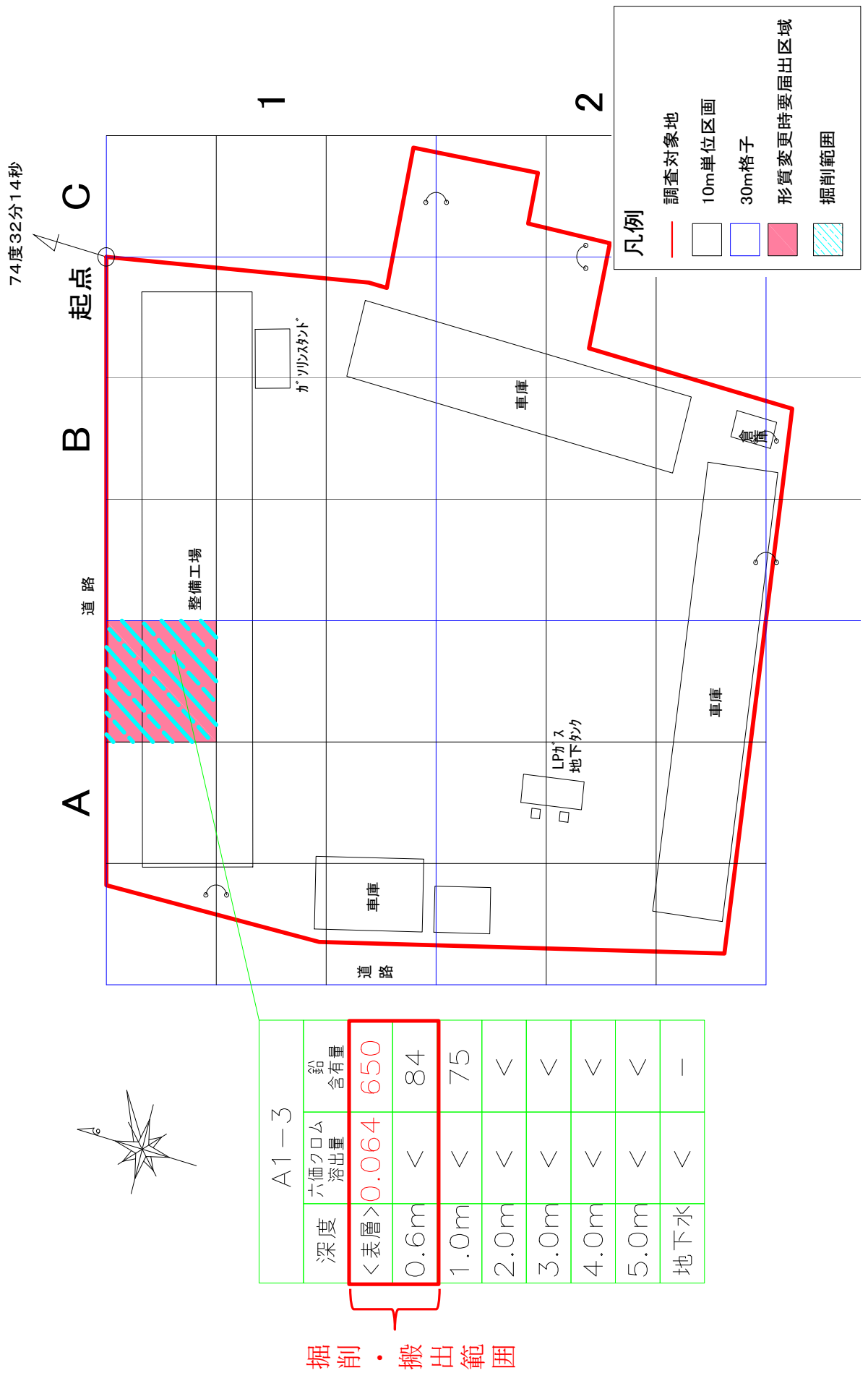
ボーリング調査結果図

ランドソリューション株式会社

作成日 2022年11月09日

汚染の状態を明らかにした図面

形質変更要届出区域の所在地：練馬区桜台三丁目9番7の一部(地番))

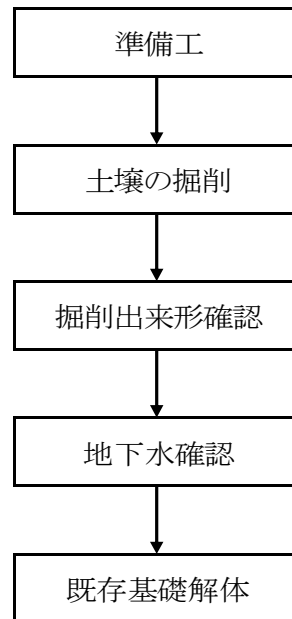


措置の方法・施工計画

1. 計画の概要

対策面積	100.0m ²
汚染土量	60.0m ³
対策方法	全量掘削除去
完了確認	測量及び写真撮影による出来形確認、地下水確認を実施
汚染土搬出先	愛知県瀬戸市山路町87番3、118番1 株式会社 東立テクノクラシー 瀬戸事業所(分別等処理施設)
工事工期	令和5年5月22日から令和5年6月24日まで

2. 施工フロー図



3. 施工業者

ランドソリューション株式会社
東京都港区北青山1-3-6 SIビル青山3F
連絡先 03-5412-6700

4. 工事の施工方法・手順

・準備工

現地測量により、対策範囲を明示する。
資機材の搬入、走路の作成等を行う。

・掘削工

対策範囲内の土壌掘削は、掘削深度を測量機器によって確認しながら実施する。掘削した土壌は、直接ダンプトラックへ積み込む。

使用する重機は0.25m³級バックホウを基本とし、狭隘部または立坑内にあってはミニバックホウおよび人力掘削併用にて掘削除去を行う。

汚染土壌を掘削する際支障となる地下構造物がある場合は、周囲の汚染土壌を掘上げ、付着している汚染土壌を人力で払い落としのち解体する。解体の際は大きな振動騒音を発生させないように注意して施工する。

掘削終了後、所定の寸法、所定の深度まで掘削した事を、出来形写真で記録する。

※掘削範囲は地下水位より上方である。

・埋戻し工

本対策工事では埋戻しは行わない。

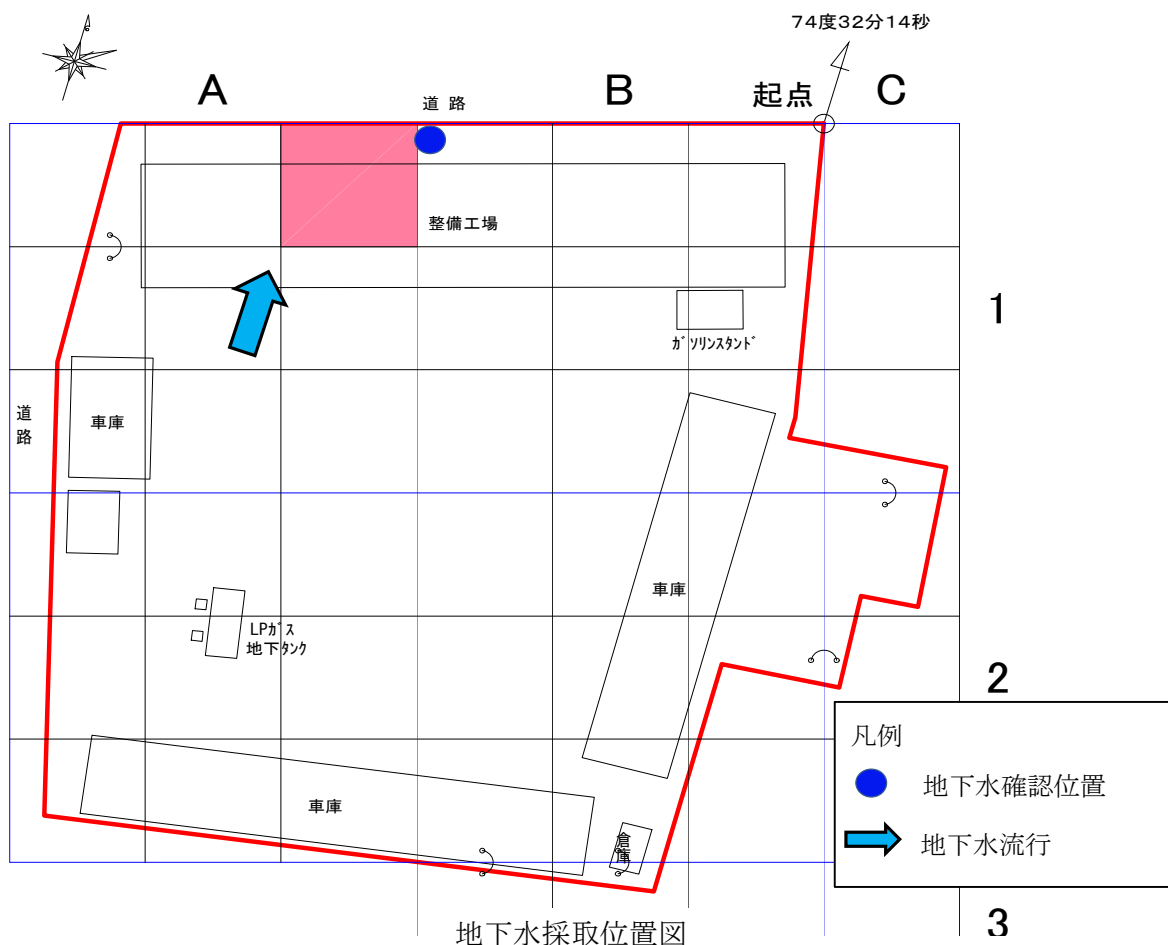
・地下水確認

土壌溶出量基準超過区画に関しては出来形写真記録後、観測井戸を設置し、基準不適合の物質の水質を測定し、地下水汚染のない状態であることを確認する。

観測井戸は恒久的な観測井を設置せず、ボーリング孔内にスクリーンを取り付けたケーシングを挿入し、一時的な採水井戸とする。

なお、地下水流行は南から北である。

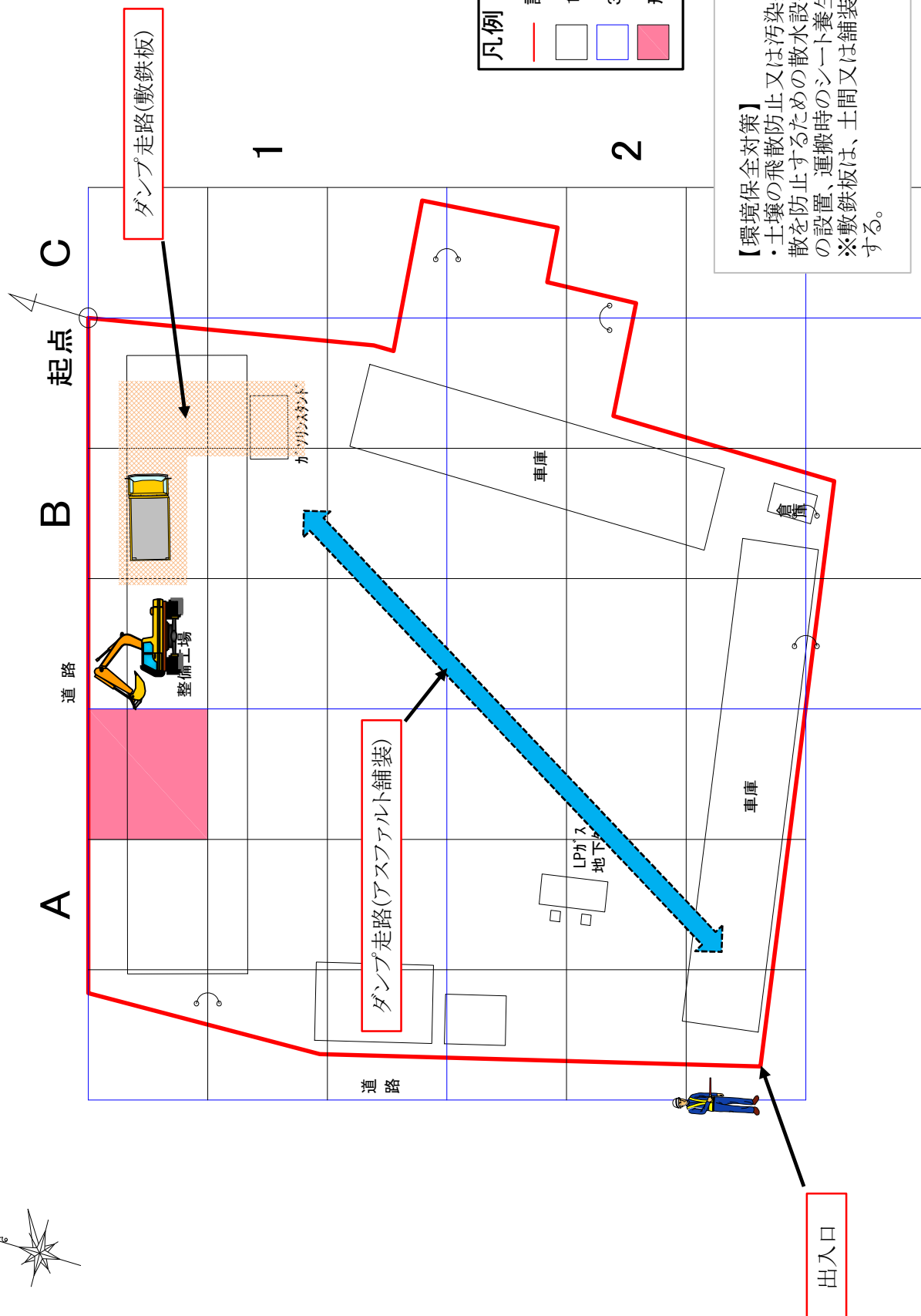
対象区画	対象物質
A1-3	六価クロム化合物



・既存基礎解体

地下水確認ののち、既存基礎の解体を行う。

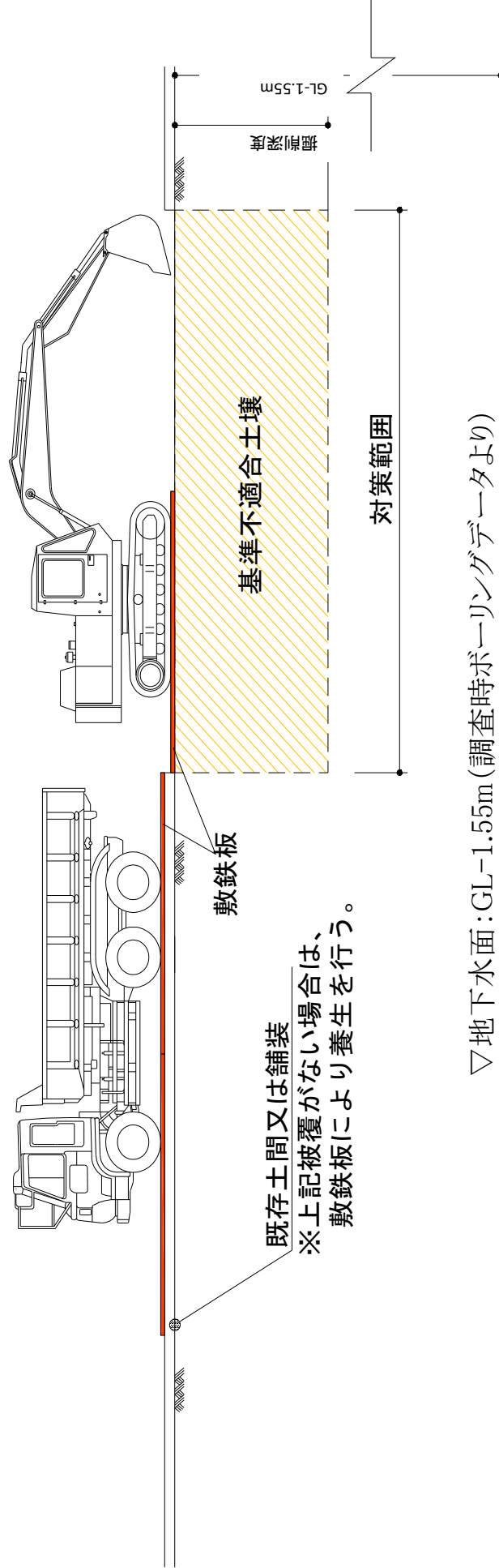
74度32分14秒



120-0005-2 4/9

※掘削した基準不適合土壌は直接ダンプトラックに積み込む。
なお、掘削範囲は地下水位よりも上方である。

8t 積ダンプトラック 0.25m3級バックホウ

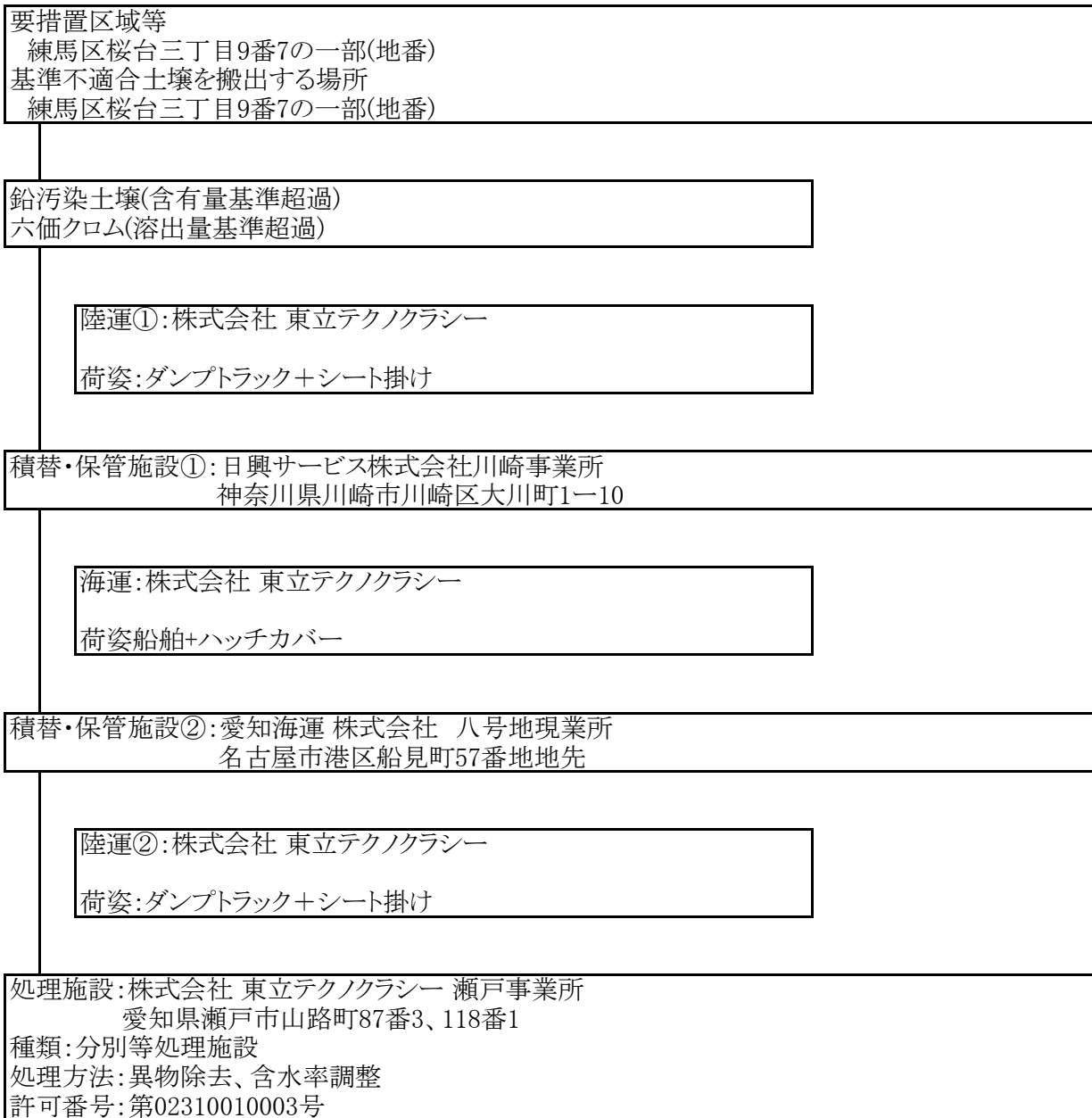


措置実施中の環境保全対策

1. 汚染拡散防止工事に関する周辺住民へのお知らせ掲示板を設置する。
2. 粉じん等の飛散を防止するため、適宜散水を実施する。
3. 汚染土壌を場外搬出する際は、場内にて運搬車両の洗車を行う。
4. 汚染土壌の運搬の際には荷台のシート養生を行い、飛散の防止に努める。
5. 掘削時に水が発生した場合は、関係機関と協議の上、関係法令などを遵守して排水する。

汚染土壌の運搬方法を示した図面

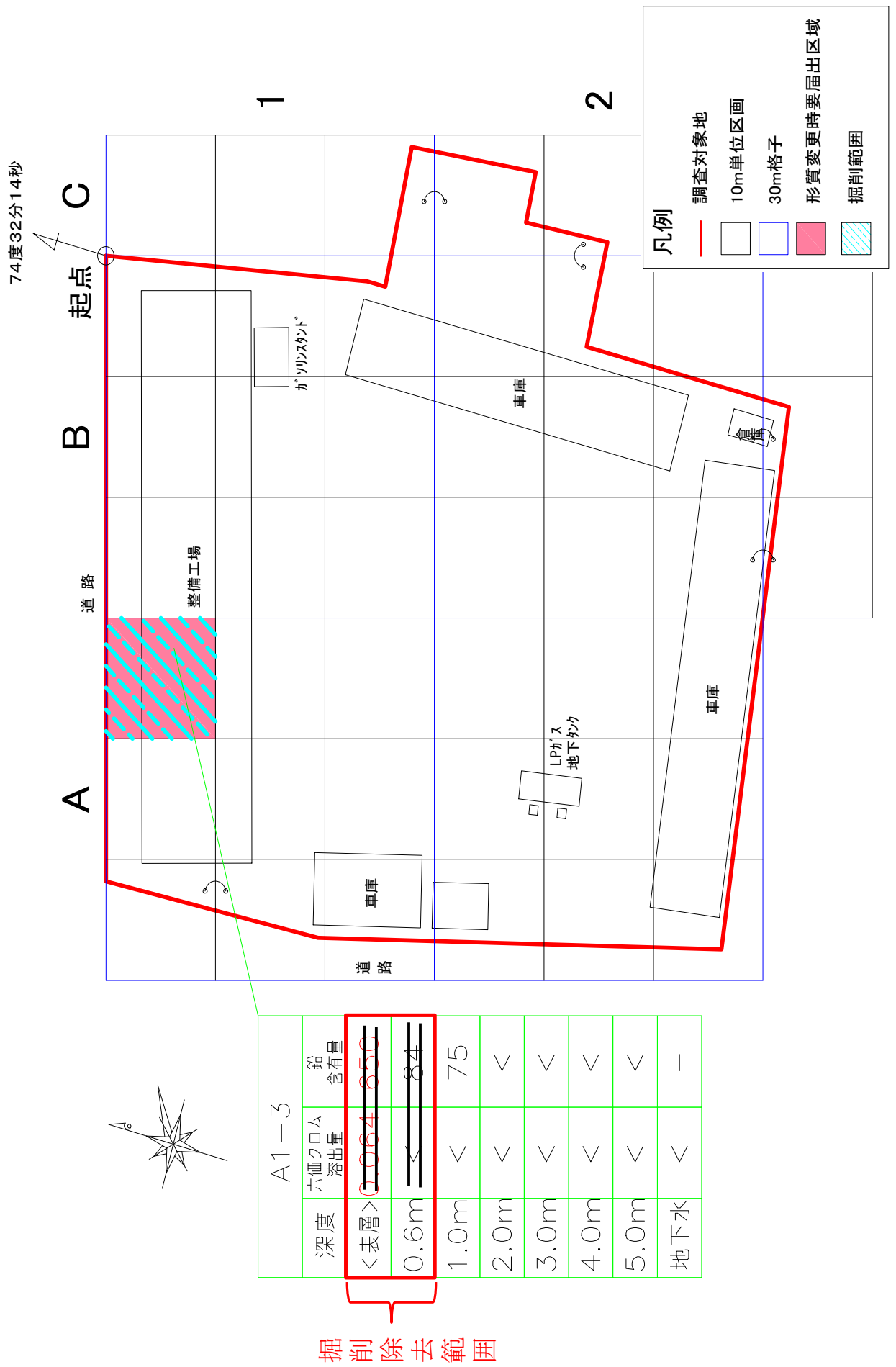
1 運搬フロー図



2 運搬体制

運搬受託者:株式会社 東立テクノクラシー

措置完了後の状況を明らかにした図面



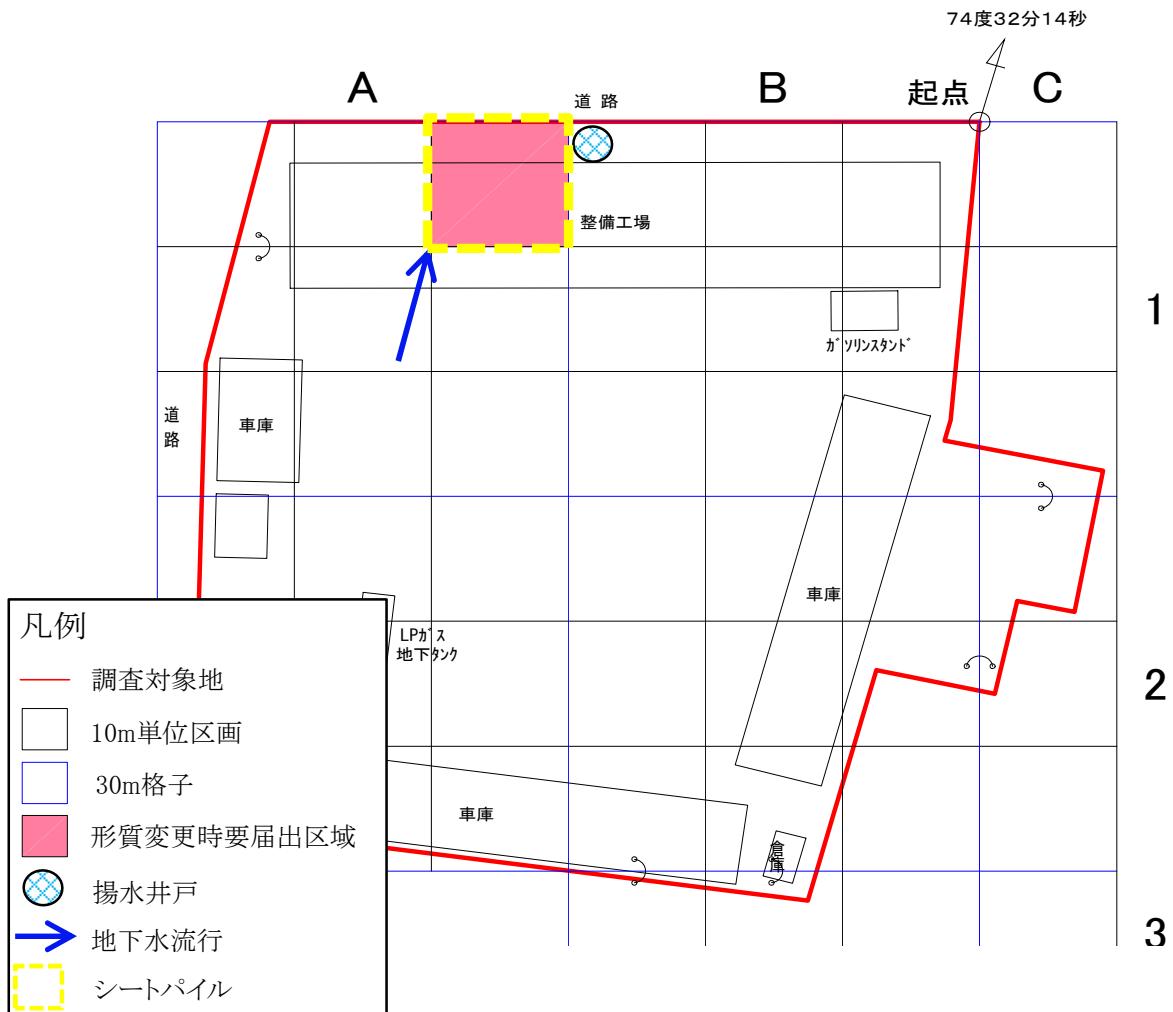
施工中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法

1. 対応方針

掘削は地下水が無いことを確認しながら行うが、地下水位に異常が見られた場合は工事を中断するとともに、速やかに水質測定を行い、地下水汚染が確認させた場合は、原因究明を行うとともに汚染拡大防止のために適切な対策を講ずる。対策終了後、考えられる原因とその根拠及び汚染の拡散が確認された結果を報告書として取りまとめる。

2. 地下水汚染拡大時の対応手順

- ①地下水汚染の拡大が確認された場合は直ちに、掘削作業を中止する。
- ②指定区域周辺にシートパイルを準不透水層まで打設し、地下水汚染の拡大を防止する。
- ③汚染の拡大が確認された地点より地下水流向下流側に揚水井戸を設け、地下水の揚水を行う。なお、揚水した地下水については、関係機関と協議の上、関係法令等を遵守して排水する。
- ④上記応急処置が完了したのち、原因究明を行い、対策工を実施したのち掘削を再開する。
- ⑤掘削完了後地下水汚染が確認された範囲の地下水の水質の測定を行う。



(形質変更時要届出区域における) 計画と実施の相違点一覧

※「計画内容」と「実施内容」を記入し、変更箇所（「変更有無」が「有」の項目）について、「変更理由」に理由を記入してください。

計画内容		実施内容		変更有無	変更理由
対策範囲（対策面積）	区画数	1	区画数	1	無
	対策面積	100.00 m ²	対策面積	100.00 m ²	
対策範囲（掘削土量）	掘削土量	60.00 m ³	掘削土量	43.66 m ³	有
	【措置】掘削除去		【措置】掘削除去		無
溶出量基準に適合しない土壌が帯水層に接する場合、汚染の拡大を防止するために必要な措置	含有量基準超過のため非該当		含有量基準超過のため非該当		無
	掘削深度は、地下水位より上方（1m以上）である。		掘削深度は、地下水位より上方（1m以上）であった。		
	●	掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。	●	掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下（①～⑦から選択）の対策を講じた。	
	帯水層に触れるため、以下（①～⑦から選択）の対策を講じる。		帯水層に触れるため、以下（①～⑦から選択）の対策を講じた。		
	①	観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	①	観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。	
	②	観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	②	観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。	
	③	観測井戸を設置し、地下水位の管理を行う。（埋立地管理区域の場合）	③	観測井戸を設置し、地下水位の管理を行った。（埋立地管理区域の場合）	
	④	観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行う。（埋立地管理区域の場合）	④	観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行った。（埋立地管理区域の場合）	
	⑤	準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置する。	⑤	準不透水層の深さまで遮水壁（鋼矢板、ケーシング等）を設置した。	
	⑥	第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。	⑥	第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行った。	
	⑦	● その他（備考欄に詳細を記入すること）	⑦	● その他（備考欄に詳細を記入すること）	
観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行う。		観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行った。			

	計画内容	実績内容	変更 有無	変更理由
埋戻し土壌の品質管理	解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中 その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考 目視により地下水位の観測	解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中 その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考 目視により地下水位の観測		
	掘削土の仮置き・埋戻し 同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。 区域間移動した土壌により埋め戻す（埋立地特例区域、自然由来特例区域）。 飛び地間移動した土壌により埋め戻す。 平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す。 同一契機の地歴調査により汚染のおそれが無いことが確認された場内土により埋め戻す。 該当なし（掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事の際に埋戻しを行う場合） その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考	掘削土の仮置き・埋戻し 同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。 区域間移動した土壌により埋め戻す（埋立地特例区域、自然由来特例区域）。 飛び地間移動した土壌により埋め戻す。 平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す。 同一契機の地歴調査により汚染のおそれが無いことが確認された場内土により埋め戻す。 該当なし（掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事の際に埋戻しを行う場合） その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考	無	
	汚染状態の変更 舗装厚等の検尺写真及び断面図（含有量基準超過が表層に残置される場合） ● 交付者による管理票の確認 ● 写真 ● 検尺による出来形確認 地下水のモニタリング 土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング） ● その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考 地下水1回確認	汚染状態の変更 舗装厚等の検尺写真及び断面図（含有量基準超過が表層に残置される場合） ● 交付者による管理票の確認 ● 写真 ● 検尺による出来形確認 地下水のモニタリング 土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング） ● その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考 地下水1回確認	無	
	完了確認		無	
汚染土搬出先	搬出先① 施設名称 ㈱東立テクノクラシー 瀬戸事業所 所在地 愛知県瀬戸市山路町87番3, 118番1	搬出先① 施設名称 ㈱東立テクノクラシー 瀬戸事業所 所在地 愛知県瀬戸市山路町87番3, 118番1	無	

	計画内容	実施内容	変更 有無	変更理由
工事工期	開始日 令和5年5月22日 完了日 令和5年6月24日	開始日 令和5年5月22日 完了日 令和5年6月14日	有	汚染土壌の浄化処理が予定より早く完了したため。
環境保全対策	● お知らせ看板 ● 仮囲いの設置 ● 散水 - シート養生 ● 敷鉄板 コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬 防塵用フェンス・ネットの設置 負圧テントの設置、排ガス処理 粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング） ● 搬出車両の洗浄 排水処理施設の設置、排水分析 ● 運搬時の被覆（シート被覆等） ● 運搬時の積載状況の随時確認 ● 低騒音、低振動の機械の使用 ● 作業員の衛生管理（靴の洗浄等） その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考	● お知らせ看板 ● 仮囲いの設置 ● 散水 - シート養生 ● 敷鉄板 コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬 防塵用フェンス・ネットの設置 負圧テントの設置、排ガス処理 粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング） ● 搬出車両の洗浄 排水処理施設の設置、排水分析 ● 運搬時の被覆（シート被覆等） ● 運搬時の積載状況の随時確認 ● 低騒音、低振動の機械の使用 ● 作業員の衛生管理（靴の洗浄等） その他（備考欄に詳細を記入すること） 備考	無	

汚染拡散防止対策計画範囲

74度32分14秒

起点 C

B

A

道路

整備工場

ガソリンスタンド

車庫

LPGガス
地下タンク

車庫

道路

1



A1-3

深度
六価クロム
鉛含有量

<表層>0.064 650

0.6m < 84

1.0m < 75

2.0m < <

3.0m < <

4.0m < <

5.0m < <

地下水 < -

掘削・搬出範囲

凡例

調査対象地

10m単位区画

30m格子

形質変更時要届出区域

土地の形質を変更した場所